

○菰野町建設工事等入札傍聴要領

平成14年7月1日告示第24号

改正

平成26年3月19日告示第6号

平成29年6月30日告示第37号

平成31年2月15日告示第7号

菰野町建設工事等入札傍聴要領

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町が発注する建設工事等の入札の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 入札を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人受付簿(別記様式)に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、入札実施担当課長(以下「担当課長」という。)が特に必要と認めるときは、可能な範囲内において増員することができる。

(入札室へ入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、入札室へ立入りすることができない。

- (1) 凶器その他危険物を携帯する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれあるものを所持する者
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、入札室に入ることができない。

(開札場所への立入り禁止)

第5条 傍聴人は、開札場所へ立入りすることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、入札室では次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札(開札)に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 常に静粛に、私語又は談笑しないこと。

- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は入札（開札）の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、入札室において、写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、担当課長の許可を得たときは、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの告示に違反するときは、担当課長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(開札立会人への準用)

第10条 この告示は、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）第12条に規定する開札立会人について、これを準用する。ただし、第2条及び第3条についてはこの限りでない。

附 則

この要領は、平成14年7月1日より施行する。

附 則（平成26年3月19日告示第6号）

この告示は、平成26年4月1日より施行する。

附 則（平成29年6月30日告示第37号）

この告示は、平成29年7月1日より施行する。

附 則（平成31年2月15日告示第7号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

入札傍聴人受付簿

入札日 年 月 日（ ）

入札場所 菰野町役場庁舎 階 会議室

番号	住所又は所在地	(法人名)	備考
		氏名	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※個人にあっては住所及び氏名を、法人に所属する者にあつては法人の所在地及び法人名・氏名を記入してください。

※ 入札執行状況により、開札時間が遅れることがありますので、あらかじめ御了承ください。